



島根県報

平成22年1月5日（火）

号外第1号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第6号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|--------------------------------|----------------|---------------|--------------------------|----|
| 県道 | 本山伯太線 | 安来市伯太町上小竹917番1地先から同891番3地まで | メートル 135.00 | 平成22年 1月5日 | 松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所 | |
| 〃 | 〃 | 安来市伯太町上小竹766番3地先から同652番10地先まで | 380.00 | 平成22年 1月5日 | | |
| 〃 | 〃 | 安来市伯太町上小竹652番10地先から同652番11地先まで | 42.00 | 平成22年 1月5日 | | |